

財団法人都市農山漁村交流活性化機構役員退職慰労金支給規程

(総則)

第1条 財団法人都市農山漁村交流活性化機構の常勤役員(以下「役員」という。)の退職慰労金支給に関する事項はこの規程の定めるところによる。

(支給対象)

第2条 退職慰労金は役員が退職した場合その者(死亡による場合は、その遺族)に支給する。

(支給額)

第3条 退職慰労金の支給額は、その者の退職の日における俸給月額に在職期間1月につき100分の21の割合を乗じて得た額とする。

(在職期間の計算)

第4条 在職期間の月数の計算については、任命の日から起算して暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数を生じたときは、1月として計算するものとする。

2 役員が任期満了の日の翌日に再び役員に選任されたときは、その者の退職慰労金の支給については、引き続き在職したものとみなす。

(施行細則)

第5条 この規程に定めるもののほか、役員退職慰労金支給に関し必要な事項は理事長が別途、理事会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成13年7月1日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成14年6月28日から施行する。